



調査の現場から

国勢調査の事前準備

——統計調査をいかに成功させるか——

小林良行（総務省統計研修所教授）

1 はじめに

今年（平成 27 年）国勢調査が実施される年である。国勢調査は、わが国の人口の状況を明らかにするため、1920（大正 9）年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査は 20 回目に当たる。総務省統計局や独立行政法人統計センターと同じ敷地内にある統計資料館には、過去の国勢調査のポスターや集計に使われた機械などが展示されている。これらをみると国勢調査の実施が国を挙げての一大事業としてとらえられていたことがよくわかる。5 年前に実施された平成 22 年国勢調査では、本調査に従事した国勢調査員は約 70 万人、国勢調査指導員は約 9 万人であった（総務省統計局、2014b）。

公的機関であれ民間機関であれ、その実施する統計調査や意識調査では、調査規模の大小にかかわらず、事前に様々な準備を行って本調査の実施に臨んでいるはずである。本稿では、国の最も重要な統計調査の 1 つである国勢調査を例に、調査実施に先立ちどのような準備が行われているか、その一端を紹介する。以下、第 2 節では国が行う統計調査の背景となる統計制度について概説する。続いて第 3 節では国勢調査の概要について触れ、第 4 節では国勢調査の実施に向けた様々な事前

準備のうちの主なものを取り上げて紹介する。なお、私は現在総務省統計研修所に所属しているが、本稿中の意見・見解は筆者個人のものである。また、本稿中に誤りがあったとすれば、その責は筆者に帰すべきものである。

2 国が行う統計調査

国の行政機関、地方公共団体または独立行政法人等（以下、「行政機関等」という）が作成する統計は、統計法という法律に基づいて作成されている。現行の統計法は、2007（平成 19）年に全面改正され、09（平成 21）年 4 月に全面施行されたものである。統計法第 2 条第 3 項によると、行政機関等が作成する統計は、「公的統計」と呼ばれている。「公的統計」は、慣習的に政府統計または官庁統計と呼ばれているものと同義と考えてよい。

統計法の条文中では「統計調査」は明示的に定義されているが、「統計」は無定義用語として使用されている。統計法第 2 条第 5 項によると、「統計調査」とは「行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」のことである。一方、意識調査や世論調査は、もっぱら思想や感情その他の内面的意識の把握を目的として行われる調査である。内閣府などの行政機関等が実施する意

識調査や世論調査は、統計法上の統計調査には当たらないが、調査の結果として作成される統計は公的統計に含まれる。現行の統計法では、暗黙的ではあるが、統計と統計調査の概念は明確に分けて扱われているといえる。

公的統計の中核をなすものとして重要性がとくに高い統計を「基幹統計」（統計法第2条第4項）といい、基幹統計の作成を目的とする統計調査を「基幹統計調査」（統計法第2条第6項）という。統計法第2条第4項では以下のものを基幹統計として定めている（総務省政策統括官〔統計基準担当〕、2014）。条文中で最初に挙げられている国勢統計を作成するための調査が国勢調査である。

- (1) 国勢統計
- (2) 国民経済計算
- (3) 行政機関が全国的な政策を企画・実施する上で特に重要な統計、または民間における意思決定などに広く利用されると見込まれる統計、または国際的に作成が求められている特に重要な統計のいずれかであって総務大臣が指定するもの

3 国勢調査の概要

❖ 調査の目的、沿革、調査事項

国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施され、西暦年末尾0の年の調査を大規模調査（1920〔大正9〕年を初めとする10年ごと）、その中間年（西暦年末尾5の年）の調査を簡易調査と呼んでいる。大規模調査も簡易調査も全数調査である点は同じであり、両者の差異は主として調査事項の数にある。戦後の国勢調査でみてみると、1950（昭和25）年から2010（平成22）年までの大

規模調査の調査事項には人口の基本的属性および経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が設けられている。一方、1955（昭和30）年から2005（平成17）年までの簡易調査の調査事項は人口の基本的属性のほか経済的属性および住宅に関する事項となっている。調査事項は従来、大規模調査で22項目、簡易調査で17項目として実施されてきた（氏名は項目数には含まない）。しかし、平成22年国勢調査では、これまでの大規模調査より2項目少ない20項目、平成27年国勢調査では、調査事項の加除を行った結果、項目数は17項目となっている。

表1は、1920（大正9）年の第1回調査、65（昭和40）年の第10回調査、90（平成2）年の第15回調査から2015（平成27）年の第20回調査までの国勢調査の調査事項の変遷を示したものである。表1からわかるように、社会・経済の変化とともに調査事項も変化してきていることが見て取れる。平成27年国勢調査では、東日本大震災が与えた影響を把握するため、従来、大規模調査年のみで把握していた「現住居での居住期間」および「5年前の住居の所在地」を調査することとしている。

❖ 調査対象の把握

国勢調査の調査対象は、調査年の10月1日午前0時現在、わが国にふだん住んでいるすべての人である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員およびその家族ならびに外国軍隊の軍人・軍属およびその家族は除外している。

また、調査の場所は、10月1日午前0時現在の「ふだん住んでいる場所」である。「ふだん住んでいる場所」とは、「3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことに

表1 国勢調査の調査事項の変遷(大正9年調査～平成27年調査)

大正9年 (1920年) (第1回国勢調査)	昭和40年 (1965年) 第18回調査 (簡易調査)	平成2年 (1990年) 第16回調査 (大規模調査)	平成7年 (1995年) 第15回調査 (簡易調査)	平成12年 (2000年) 第14回調査 (大規模調査)	平成17年 (2005年) 第13回調査 (簡易調査)	平成22年 (2010年) 第12回調査 (大規模調査)	平成27年 (2015年) 第11回調査 (簡易調査)
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄	世帯主との続柄
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別
出生の年月日	出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月	出生の年月
配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係	配偶の関係
民籍又は国籍	国籍	国籍	国籍	国籍	国籍	国籍	国籍
出生地	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
—	—	—	—	—	—	—	—
職業及び本業上の地位	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態	就業状態
本業及び副業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位	従業上の地位
—	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び	所属の事業所の名称及び
—	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
副業及び副業上の地位	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類	仕事の種類
—	—	—	—	—	—	—	—
—	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地	従業地又は通学地
—	利用交通手段	利用交通手段	利用交通手段	利用交通手段	利用交通手段	利用交通手段	利用交通手段
—	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間	通勤時間又は通学時間
準世帯の種類及び名称	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類
世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員
—	家計の収入の種類	家計の収入の種類	家計の収入の種類	家計の収入の種類	家計の収入の種類	家計の収入の種類	家計の収入の種類
—	住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類	住居の種類
—	居室数	居室数	居室数	居室数	居室数	居室数	居室数
—	居室の量数	居室の量数	居室の量数	居室の量数	居室の量数	居室の量数	居室の量数
—	住宅の床面積	住宅の床面積	住宅の床面積	住宅の床面積	住宅の床面積	住宅の床面積	住宅の床面積
—	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方	住宅の建て方

【出所】『大正9年〜平成22年までの各回の調査事項』（総務省統計局ホームページ）統計データ>平成22年国勢調査e-ガイド>国勢調査のしくみ>どのような内容进行调查の?>調査事項の変遷（大正9年〜平成22年）及び『国勢調査の変更について』（統計委員会諮問第68号の答申（平成26年10月20日））。

なっている場所」のことである。

調査方法

調査実施の流れには、総務省統計局（以下、「統計局」）—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下、「指導員」）—国勢調査員（以下、「調査員」）—世帯といった段階がある。指導員および調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員として事務に従事する。指導員は、調査員に対する指導、調査票等の検査などを行い、調査員は担当調査区内にある世帯についての調査を行う。平成 27 年国勢調査では、集合住宅の管理会社等の事業者²に調査員事務を委託できるようになった。調査員事務を受託した事業者は、調査員に代わって、担当調査区内にある世帯についての調査を行うことになる。

国勢調査は、調査開始以来、調査員が調査票の配布と回収を行う留置法で実施されてきた。近年の調査環境の変化、情報通信技術の発展などを踏まえ、平成 22 年国勢調査では、従来の調査員による調査票配布・回収方法に加えて、新たな調査票提出方法が選択できるようになった。新たな提出方法の 1 つは、調査員が調査票を配布し、世帯が記入した調査票を市町村に郵送提出する方法である。2 つめは、インターネットを利用してオンライン調査票に回答する方法（東京都のみ実施）である。

平成 27 年調査では、オンライン調査の範囲を全国に広げるとともに、オンライン回答の期間を調査票配布に先行して設定する方式を導入している。また、オンライン調査の回答は、パソコンを通じてできるだけでなく、スマートフォンなどのモバイル端末を通じて行うこともできるようになっている。紙の調査票は、オンライン回答が得られていない世

帯のみに配布し、回収は調査員への提出または郵送提出を選択できるようにしている。

調査結果の提供

どのような集計を行うか（集計区分）、集計結果をいつ公表するか（公表時期）は、通常、調査の企画・設計段階で決定する。平成 22 年国勢調査では、事前に定められた統計表以外に、公募により新たな統計表を追加作成し、結果を提供している³。国勢調査の集計結果は、統計局のホームページにある「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を通じて利用することができる。収録されているデータは、大正 9 年国勢調査から平成 22 年国勢調査までの集計結果表である。昭和 55 年調査までの結果表は PDF 形式で、昭和 60 年調査以降の結果表は CSV 形式で入手できる。また、人口や世帯に関する主要な統計は、時系列データとしてまとめられ提供されている。

平成 27 年国勢調査の集計区分は、速報集計、基本集計、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、人口移動集計および小地域集計が予定されている（総務省統計局、2014c）。

4

国勢調査実施に向けた 様々な事前準備

調査実施に向けた検討

平成 22 年国勢調査では、調査終了後の 11 月に、調査対象の把握状況および一部調査事項の調査結果精度を実地に検証し、今後の国勢調査の企画および調査結果の利用のための参考資料を得ることを目的として、事後調査が実施されている（総務省統計局、2013a）。また、国勢調査実施の翌年の 1 月から 3 月の間で、市町村および都道府県は、調査の実施状況の記録を統計局に提出している。

国勢調査に限らず大規模な基幹統計調査では、調査実施後に実査を担当した都道府県や市町村から実査上の課題などを報告してもらう事後報告会を設けることがある。平成 22 年国勢調査では、一部の市区町村で指導員報告会と調査員報告会が、都道府県で市区町村報告会が、さらに地方ブロック単位の幹事県で地方別事後報告会が、それぞれ開催されている。表 2 は、平成 27 年国勢調査実施のための主な準備のスケジュールをまとめたものである。

表 2 をみると、地方公共団体作成の『実施状況報告』の取りまとめと検討課題の抽出、地方事務・調査員事務の検討、調査方法の検討、調査事項の検討などが本調査実施の 4 年前に始められていることがわかる。次回調査に向けた検討課題抽出のための材料の多くは、事後調査の結果や『実施状況報告』および事後報告会から得られるものであることから、本調査実施のための準備は、前回調査の実査終了後、すなわち調査年の 5 年前から開始されていると考えてよいだろう。

国勢調査では、外部有識者の提言や地方公共団体の意見を聞き、調査の実施方法などについて検討を進めるための会議を設けている。平成 27 年調査では、平成 23 年度から外部有識者からなる「平成 27 年国勢調査の企画に関する検討会」（平成 25 年度からは「平成 27 年国勢調査有識者会議」）が設けられている。そのほかにも平成 24 年度からは、地方ブロックの幹事県と政令指定都市からなる「平成 27 年国勢調査実務検討会」および調査実施に直接関係するマンション管理団体等からなる「平成 27 年度国勢調査関係者会議」（平成 26 年度からは「平成 27 年度国勢調査協力者会議」）が設けられている。

これらの会議での検討および試験調査によ

る実地検証を重ね、平成 26 年度には統計委員会の答申を踏まえて、『平成 27 年国勢調査実施計画』が策定されている。本稿では紙幅の都合上、試験調査、調査区設定および調査員等の準備事務を取り上げ、以下で解説する。

✿ 試験調査

試験調査は、調査実施計画に必要な諸事項を実地に検討するために全国の市区町村から有意抽出した市区町村の一部の地域で行うもので、平成 27 年国勢調査では、第 1 次試験調査から第 3 次試験調査まで 3 回実施している（総務省統計局、2013b, 2013c, 2014a）。

第 1 次試験調査は、平成 27 年国勢調査の実施計画の基本に関する検証のため、平成 24 年 7 月 12 日（平成 27 年 10 月 1 日と同じ木曜日に設定）に全国の 7 府県 14 市町（384 調査区、約 1 万 9,000 世帯）を調査対象として実施された。主な検証事項は、①オンライン調査の回答方式について先行方式・並行方式⁴の検証、②調査票の記入精度の向上を図る工夫、③調査方法の実査上の課題の整理、などである。

第 2 次試験調査は、第 1 次試験調査結果を踏まえ実施計画案策定のための検証を行うことを目的として実施された。調査期日は平成 25 年 6 月 20 日（平成 27 年 10 月 1 日と同じ木曜日に設定）、調査対象は 7 都府県 14 市区町（168 調査区、約 8,400 世帯）であった。主な検証事項は、①モバイル端末に対応したオンライン調査システム構築の技術的な検証、②調査票提出方法の検討、③調査事項の検討、④インターネット回答や郵送提出の適切な把握のための回収状況管理に関する検討、⑤実査事務の民間業者によるサポート体制に関する検討、⑥ワンルームマンションなどの面会困難世帯への調査手法の検証、などである。

表2 国勢調査実施に向けた主な準備とスケジュールの概要

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	4～12月	1～3月	4～12月	1～3月	4～12月	1～3月	4～12月	1～3月	4～12月	1～3月	4～12月	1～3月
平成22年調査	実施状況等の把握 および事後調査の 実施関係	・調査員、指導員、 市区町村及び都 道府県による報 告会、実施状況 の記録と統計局 への報告	・平成22年国勢 調査実施(10 月1日現在)	・事後調査実施 (11月)	・地方公共団体作 成の「実施状況 報告」取りまと め ・検討課題の抽出	・第1次試験調査 実施(実施計画 の基本に関する 検証)	・第2次試験調査 実施(実施計画 案策定のための 検証)	・第3次試験調査 実施(フルドレ スリハーサル)				
平成27年調査	試験調査 関係											
	調査区設 定関係						・調査区設定準備 事務(市町村台 併による調査区 番号等の振り替 え)	・調査区設定(10 月1日現在)				
その他の 準備関係									・統計委員会の諮 問・答申 ・「平成27年国勢 調査実施計画」 決定		・調査実施に向け た説明会の実施 ・国→都道府県 (第1次、第2 次) ・都道府県→市区 町村(第1次、 第2次) ・市区町村→指導 員及び調査員	
	調査実施										・平成27年国勢 調査実施(10 月1日現在)	

(出所)「平成22年国勢調査主要事務スケジュール」(「平成22年国勢調査実施計画」)および「平成27年国勢調査の実施までの検討スケジュール」(平成27年国勢調査有識者会議【第1回】資料1-3)。

第3次試験調査は、第1次および第2次試験調査結果を踏まえて調査方法および調査票の設計の最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における事務処理の習熟を図ることを目的として実施された。第3次試験調査は、本調査と同様の手順で事務を行うことからフルドレスリハーサルとも呼ばれている。調査は、平成26年6月19日（平成27年10月1日と同じ木曜日に設定）に、都道府県庁所在市および都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都特別区の1区を含む52市区）の区域に属する平成22年国勢調査調査区のなかから地域特性ごとに選定された520調査区で行われた。

❖ 調査区設定

国勢調査調査区（以下、「調査区」）は、調査員の担当区域を明確にし、調査の重複、脱漏を防ぐことによる調査の正確性の確保のため、また調査結果の集計や各種統計調査の調査実施のための基礎資料を得ることを目的として設定される。⁵通常、1つの基本単位区（以下、「単位区」という）⁶か、または2つ以上の単位区を組み合わせて1つの調査区を設定している。設定された調査区は、国勢調査の調査地域単位としてだけでなく各種統計調査の調査単位区域⁷または抽出単位区域として利用される。

調査区設定は、国勢調査実施年の1年前の10月1日現在で全国の市区町村ごとに行う。調査区の設定後、市町村の境界の変更、調査区内の世帯数または人口の著しい増減などにより調査区を修正する必要がある場合には、国勢調査の調査日（調査実施年の10月1日）までの間に必要な修正を行う。

調査区には一般調査区、特別調査区、水面調査区の3種類があり、日本全国をカバーす

るように設定している。調査時点で人が居住する可能性があることから、調査区設定時点で無人である地域にも調査区を設定する。また、一般調査区は、原則として1調査区当たり概ね50世帯となるように設定する。平成22年調査の調査区は全国で約101万あり、このうち一般調査区は約95万6,000、特別調査区は約5万4,000、水面調査区は約300調査区であった。

かつては国土地理院の地図などを基に地図上に調査区境界を描いて調査区を設定していたため、調査区設定事務は時間と手間のかかる作業であった。統計局では、平成2年調査の際にGIS（Geographic Information System：地理情報システム）を利用したデジタル調査区地図を導入した。その後、平成7年調査で全国のデジタル調査区地図を整備し、現在では調査区設定・修正事務だけでなく統計地図などの作成にも利用している。

調査区設定事務により、調査区地図、調査区一覧表等の調査区関係書類が作成される。全国の調査区関係書類は、統計局で保存されており、統計調査や世論調査の企画・設計などの目的であれば、総務省統計図書館で閲覧することができる。

❖ 調査員等の準備事務

調査実施年度に入ると、国、都道府県、市町村、指導員および調査員の各段階で実査に向けた準備事務が始まることとなる。総務省統計局（2010）によると、平成22年国勢調査では、国から都道府県への第1次および第2次地方別事務打合せ会が5月および6月に行われている。この会議を受けて、都道府県は、市町村への第1次および第2次市町村事務打合せ会を5月下旬～7月上旬に行っている。各会議では、実査を正確かつ円滑に進め

るための都道府県事務や市町村事務の説明が行われる。さらに市町村は、前記の会議を受けて7月下旬～9月中旬に指導員事務打合せ会とそれに続く調査員事務打合せ会を実施している。

調査員の調査票配布に先立つ準備事務を平成22年調査でみると、

- (1) 受持ち調査区内を巡回し、市町村から配布された地図を基にして、調査区と単位区の範囲の確認
 - (2) 調査区の境界と単位区の境界、目印となる地形地物（道路、学校、神社などの建物）、住宅・建物の概略を調査区要図に記入
 - (3) 『国勢調査のお知らせ』の配布
- を行っており、調査票配布の際に『調査世帯一覧』の作成を行っている。これらの調査員の準備事務は、漏れなく重複なく調査対象を把握するうえで非常に重要な活動といえる。

5 おわりに

本文中では触れられなかったが、国勢調査では事前準備のほかにも実査が円滑に進められるように、国や都道府県単位でマンション管理団体等に協力を依頼するなどの調査環境の改善、実査期間中の世帯等からの照会に対応するコールセンターの設置による調査員等への支援などの方策がとられている。これらの方策はあまり知られていないが、国勢調査の本調査を成功に導くために必要かつ重要な方策といえるだろう。

国勢調査は、公的統計を作成する統計調査のなかでは実施予算、投入人員、調査の準備からすべての結果の公表完了までに要する時間といった点で最大規模の統計調査である。基幹統計調査のなかでも試験調査を実施する

調査は数少なく、さらに事後調査まで実施しているものは、管見の限りでは国勢調査以外には見当たらない。

もとよりすべての統計調査や意識調査が国勢調査と同じように事前準備を行えるわけではない。しかし、調査規模の違いは別にして、調査実施に向けた事前準備を考える際に、本稿で取り上げた国勢調査の事例が少しでも役に立つようであれば幸いである。

注

- ・1 調査周期からいうと、1945（昭和20）年が本来の調査年だが、終戦の年に当たり調査が実施できなかったため、1947（昭和22）年に臨時国勢調査を実施した。
- ・2 国勢調査以外の統計調査では、都道府県または市町村が選定する調査員および指導員は、都道府県知事が任命する非常勤の地方公務員となる。
- ・3 現行の統計法で規定されている調査票情報の二次利用（統計法第32条）の制度を利用したものと思われる。
- ・4 先行方式とは、オンラインによる回答（提出）を、他の方法による回答（提出）よりも前の段階（期間）に設定する方式である。並行方式とは、オンラインによる回答（提出）と紙の調査票による回答（提出）を、同じ段階（期間）に設定する方式である。
- ・5 調査区設定の目的、調査区の用途、調査区の種類など調査区の概要、調査区関係書類等の内容や閲覧手続きについては、総務省統計局（2012）を参照。
- ・6 平成2年国勢調査の際に導入した地域単位。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として1つの街区を基本単位区の区画としている。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設などによって区分けされた区域を基本単位区の区画としている。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむをえない理由により変更する場合のほかは、固定されている。
- ・7 たとえば労働力調査は、第一次抽出単位を調査区、第二次抽出単位を住戸とする層化二段抽出法を用いている。標本調査区は、国勢調査結果に基づく調査区特性により層化抽出される。一般に母集団情報は時間の経過とともに実態と乖離していくが、労働力調査では、本調査に先立って行う準備調査で、調査対象となる標本調査区の状況を調査員が実地に

把握することとしている。これにより標本調査区内の住戸については、最新の母集団情報が得られる。この標本調査区内の住戸リストに基づき、調査対象となる標本住戸を抽出して本調査を実施している。

文献

総務省政策統括官（統計基準担当）、2014、『平成 25 年度 統計法施行状況報告』9。

総務省統計局、2010、「平成 22 年国勢調査主要事務スケジュール」『平成 22 年国勢調査実施計画』25。

———、2012、『平成 22 年国勢調査 調査区関係資料 利用の手引』1-11。

———、2013a、『平成 22 年国勢調査事後調査でみる国勢調査の把握状況』1-2。

———、2013b、「平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査の概要」平成 27 年国勢調査有識者会議（第 1 回）資料 2-2。

———、2013c、「平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査の概要」平成 27 年国勢調査有識者会議（第 1 回）資料 3-1。

———、2014a、「平成 27 年国勢調査第 3 次試験調査の概要」平成 27 年国勢調査有識者会議（第 3 回）資料 1-1。

———、2014b、『平成 22 年国勢調査 最終報告書 日本の人口・世帯』上巻、日本統計協会、427、435。

———、2014c、「平成 27 年国勢調査実施計画」平成 27 年国勢調査有識者会議（第 4 回）資料 2-4、13。

* 上記のうち総務省統計局（2012）および同（2013a）は総務省統計図書館で閲覧可能。それ以外は総務省統計局ホームページから入手可能。

